

国自技環第192号
令和7年3月17日

一般社団法人 日本自動車車体工業会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
技術・環境政策課長
(公印省略)

令和7年度税制改正に伴う対応について

令和6年12月27日に閣議決定された令和7年度税制改正大綱に基づき令和7年3月末までに税制改正関連法案が公布されれば、令和7年4月1日から先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る税制特例措置（ASV税制特例）について、自動車税の特例措置が2年間延長されます。

つきましては、下記により税制特例措置の対象自動車を確認することとしますので、ご承知おきいただくとともに、下記について、ご対応をよろしくお願ひいたします。また、令和7年3月31日以前に製作された自動車であっても、令和7年4月1日以降の新車の新規検査又は予備検査を受検する自動車についても、同様の取扱いを行います。

なお、あわせて関係会員への周知方をお願いいたします。

記

1. 特例の内容及び特例の対象

【特例の内容】

	自動車重量税	自動車税
1 装置装着	25%軽減	取得価額から175万円控除

- ※ 初回（新車の新規検査・予備検査時）のみ適用される。
- ※ ASV減税の対象となる自動車がエコカー減税やバリアフリー減税の対象でもある場合、
 - i. 自動車重量税は軽減率の高い減税が優先（同一の減税率の場合はエコカー減税が優先）される。
 - ii. 自動車税はバリアフリー減税、ASV減税のうちいずれかを申告者が選択できる。
- また、燃費性能に応じて軽減された税率とASV減税の両方が適用される。
- ※ 減税率や控除額については、車種等によって詳細な規定があるため、後述の2.の注記を参照のこと。

【特例の対象】

対象車両	対象装置
車両総重量 3.5 トン超のトラック	衝突被害軽減ブレーキ
バス	(歩行者検知機能付き)

。

2. 特例期間・特例対象

	自動車重量税	自動車税
トラック	令和5年5月1日～	令和7年4月1日～
バス	令和8年4月30日	令和9年3月31日

※ 令和7年4月1日に税制関連法案が施行されない場合には、施行日から特例措置が開始される。

※ トラックには牽引自動車を含む。

※ 被牽引自動車は除く。

※ バス（立席を有するものを除く）には乗車定員10人の乗用の用に供する自動車を含む。

※ 衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第15条第7項及び第93条第8項に規定する技術的な要件を満たすこと（令和5年1月4日改正後の基準に適合したもののみ対象とし、適用整理告示第9条の規定は考慮しないものとする。）。

3. 税制特例措置に必要な書類

(1) 型式指定自動車

型式指定自動車については、税制特例措置を受けるために、令和7年4月1日以降の新車の新規検査又は予備検査受検時に以下のいずれかの書類を提出すること。

(a) 衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）を備える自動車に対して、自動車情報管理システムを活用して自動車製作者等が備考欄に「衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載車」と記載した排出ガス検査終了証

（記載例） 1 装置搭載の例

		(証明番号) 年 月 日	
排出ガス検査終了証			
製作者等の氏名又は名称 _____			
住所 _____			
型式指定番号		一酸化炭素等発散 防止装置の型式	
車名及び型式			
原動機の型式		窒素酸化物	
		粒子状物質	
車台番号			
備考： 衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載車			

※衝突被害軽減ブレーキについては、以前の税制特例対象装置との明確化のため、必ず、「衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）」と記載すること。単に「衝突被害軽減ブレーキ」の表記では記載不備となります。

(b) 衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）を備える自動車に対して、自動車製作者等が発行する下記様式の「衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載車」搭載証明書

(様式)

(証明番号) 年 月 日	
衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き） 搭載証明書	
自動車製作業者等の <u>氏名又は名称</u> <u>住所</u>	
以下の自動車について、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示に規定された衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）の技術基準に適合した装置を備えていることを証明する。	
車名	
車台番号	
備考	

※衝突被害軽減ブレーキについては、以前の税制特例対象装置との明確化のため、必ず、「衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）」と記載すること。単に「衝突被害軽減ブレーキ」の表記では記載不備となります。

(2) 型式指定自動車以外の自動車

型式指定自動車以外の自動車については、税制優遇を受けるために、令和7年4月1日以降の新車の新規検査又は予備検査受検時に試験成績書又は技術基準適合証明書を提出すること。